

市民税・県民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

特別徴収

給与支払者

付印 受

天理市長様 平成 年 月 日 提出		名称 (氏名) 所在地 (住所)		担当者 係 氏名 電話		特別徴収指定番号 個人番号	
フリガナ	新姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 (イ)	未徴収税額 (ウ) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	生年月日	円	円	円	平成 年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 ()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
住所	現在	円	円	円			1月1日以降退職時までの給与支払額
異動後							円

◆転勤等の場合で、給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による特別徴収の継続を希望される場合には、次の欄にも必ず記入してください

◆新しい給与支払者(特別徴収義務者)
所在地 名称
〒 () 特別徴収指定番号 ()
左記勤務先へは月割額 円を
() 月分 から徴収するよう連絡済です。

◆給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

理由	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。(転勤の場合も含む。)	月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収しない場合

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)
3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。
4. 死亡による退職のため。

※1月1日から4月30日までの間に退職については、本人の申し出がない場合であっても、残税額は必ず一括徴収してください

旧特別徴収処理欄	現年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. その他	点 検
	過年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. その他	点 検

記載上の注意事項

- この届出書は、給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書とを併せた様式となっています。異動届出書は、給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日まで提出してください。
- 太線で囲んである部分のみ記入ください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 一括徴収する場合は、理由欄の1または2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に必要事項を記載するとともに、1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合は、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。